



生活文化課NPO活動推進室

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年10月2日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成15年9月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 住まいとリハビリ

3 代表者の氏名

宮田保

4 主たる事務所の所在地

上田市常磐城3丁目9番2号

5 定款に記載された目的

この法人は、地域社会において援助を必要としている高齢者や障害者とその家族、その他の手助けを必要としている人々に対して、心身の機能と居住環境との適合が個人の生活に大きな影響を与えることに鑑み、地域を含めた住環境改善とこれを積極的に活用できる生活能力の向上を支援するために、情報収集・情報提供、地域に根ざした医療・介護サービスや介護予防サービスを提供し、すべての人々が健やかに自律した人生を全うできる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年10月2日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成15年9月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 矢作川源流の森ねば

3 代表者の氏名

三浦利一

4 主たる事務所の所在地

下伊那郡根羽村398番地2

5 定款に記載された目的

この法人は、根羽村民、根羽村来村者に対して、間伐推進啓発、森林整備技術指導、都市と山村の交流、間伐実施に関する事業を行い、根羽村の森林整備、森林利用、森林・環境等の啓蒙普及、森林に関連した地域の活性化に寄与することを目的とする。

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年10月2日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成15年9月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 長野アスペ中南信親子お楽しみ会

3 代表者の氏名

降旗多鶴子

4 主たる事務所の所在地

南安曇郡穂高町大字牧252番地

5 定款に記載された目的

この法人は、高機能広汎性発達障害といわれるアスペルガー症候群や高機能自閉症の子供達に対しては、専門家および協力スタッフによる集団心理療法や感覚統合療法等を行い、またその保護者に対しては、集団カウンセリング等の事業を行い、保健、医療、福祉の増進を図り、子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年10月2日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成15年9月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 白馬国際自然学校

3 代表者の氏名

和田信治

4 主たる事務所の所在地

北安曇郡白馬村3020番地567号

5 定款に記載された目的

この法人は、白馬村及び北アルプス周辺の環境を、子どもをはじめ全ての人々の為に、将来にわたり残していく為の活動を実践し、合わせて白馬村の自然環境を特に教育の場として有効活用し、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年10月2日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成15年9月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 よませ自然学校

3 代表者の氏名

畔 上 正 雄

4 主たる事務所の所在地

下高井郡山ノ内町大字夜間瀬685番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、児童、青少年、市民、自然環境を求める観光客などに対して、自助と協同の精神にもとづく、生活体験や技能を活かし、共に学び合い、指導者の養成、環境保全、子どもの育成などに関する事業を行い、ふるさとの文化の継承と、地方と都市の交流を促し、心豊かな充足感のある社会作りに寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年10月2日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成15年9月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 木島平の家づくり研究会

3 代表者の氏名

畔 上 秀 一

4 主たる事務所の所在地

下高井郡木島平村大字往郷2577番地イ号

5 定款に記載された目的

この法人は、不特定かつ多数の人に対して、安心できる住まいづくりの提言、景観形成の推進、地域循環型産業の確立と森林振興の整備、またそれらについての研究会、講演会、見学会、相談会等の事業を行い、地球環境の保全とより安全な住環境の確立と地場産業の活性化を目指し、不特定かつ多数の人に対しての利益の増進に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

**公告**

技術専門校の平成16年度の訓練生を次のとおり募集します。

平成15年10月2日

長野県知事 田 中 康 夫

1 募集人員

募集人員は次のとおりとし、そのうち各訓練職種につき各技術専門校長が別に定める員数（募集人員のおおむね50パーセントを上限とします。）は、推薦入校試験に係る募集人員とします。

名称及び所在地	訓練課程	訓練職種 (訓練科)	訓練期間	入校時期	募集人員
長野県長野技術専門校 長野市篠ノ井布施五明755-2 (〒388-8011) 電話 026 (292) 2341	普通	機械加工科 電気工事科 製版科 建築設計科 木造建築科	1年	4月	人 20 20 20 20 20
長野県松本技術専門校 松本市寿北7-16-1 (〒399-0011) 電話 0263 (58) 3158	普通	電気工事科 自動車整備科 木造建築科 冷凍空調設備科	2年	4月	20 20 20 20
	短期	木材工芸科	1年	4月	10

長野県岡谷技術専門校 岡谷市神明町2-1-36 (〒394-0004) 電話 0266(22)2165	普通	コンピュータ制御科 自動車整備科	1年 2年	4月	20 20
長野県飯田技術専門校 飯田市松尾町7508-3 (〒395-0823) 電話 0265(22)1067	普通	機械加工科 自動車整備科	1年 2年	4月	20 20
		短期	建築科	1年	4月
長野県伊那技術専門校 上伊那郡南箕輪村8304-190 (〒399-4511) 電話 0265(72)2464	普通	機械加工科 コンピュータ制御科 木造建築科 メカトロニクス科 ソフトウェア管理科 データベース管理科 システム設計科	1年 1年 1年 2年 1年 1年 2年	4月	10 10 20 10 10 10 10
長野県佐久技術専門校 佐久市大字高柳346-4 (〒385-0042) 電話 0267(62)0549	普通	木工科	1年	4月	20
		短期	機械加工科 コンピュータ制御科	1年	4月
長野県上松技術専門校 木曽郡上松町大字小川3540 (〒399-5607) 電話 0264(52)3330	普通	N C オペレーション科 テクニカルマイコン科	6月	4月 10月	10 10
		木工科	1年	4月	30
	短期	木材工芸科	1年	4月	10

## 2 一般入校試験

## (1) 出願資格

## ア 普通課程

次のいずれかに該当する者（平成16年3月卒業見込みの者を含みます。）

(7) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校を卒業した者

(4) (7)に規定する者と同等以上の学力を有すると認められる者

## イ 短期課程

職業に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得しようとする者（松本技術専門校の木材工芸科にあっては、障害が固定し、当該訓練科の訓練を受ける能力を有すると知事が認めた障害者を優先します。）

## (2) 出願手続

## ア 提出書類

(7) 入校願及び調査書（新規学卒者に限ります。）

(4) 医師の発行する健康診断書（出願前3月以内に作成したものとし、新規学卒者を除きます。）

## イ 入校審査料（普通課程に限ります。）

入校審査料（2,200円）は、長野県収入証紙により納付してください（入校願にはって、消印はしないでください。）。

ウ 受付期間（郵送による場合は、受付期間最終日までの消印のあるものに限り受け付けます。）

訓練課程	入校時期	受付期間
普通	4月	平成15年10月31日（金）から11月14日（金）まで
短期	4月	平成16年1月5日（月）から1月20日（火）まで
	10月	平成16年8月2日（月）から8月23日（月）まで

## エ 提出先

入校しようとする技術専門校又は公共職業安定所（新規学卒者を除きます。）

オ 受験票の交付

(7) 入校願を受理したときは、受験票を交付します。

(イ) 受験票は、試験当日必ず持参してください。

(3) 入校者の選考

ア 方法

(7) 学力検査（普通課程に限ります。）

国語（国語I（古文及び漢文を除きます。））及び数学（数学I）

(イ) 職業適性検査

(ウ) 人物考査

イ 期日

訓練課程	入校時期	選考期日
普通	4月	平成15年11月25日（火）
短期	4月	平成16年1月30日（金）
	10月	平成16年9月3日（金）

ウ 場所

入校しようとする技術専門校

(4) 入校者の発表

次のとおりとし、選考を行った技術専門校に掲示するほか、合格者に通知します。

訓練課程	入校時期	発表期日
普通	4月	平成15年12月4日（木）
短期	4月	平成16年2月12日（木）
	10月	平成16年9月10日（金）

(5) 第2次募集

入校予定者が定員に満たなかった場合は、第2次募集を行うことがあります。

3 推薦入校試験（高等学校長の推薦による選考）

(1) 出願資格

高等学校長の推薦があり、次の条件のすべてに該当する者

ア 長野県内の高等学校を平成16年3月に卒業見込みの者

イ 技術・技能者を目指し、入校意思が強い者

ウ 人物が優れている者

(2) 出願手続

ア 提出書類

(7) 入校願及び調査書

(イ) 推薦書（高等学校長が作成し、封印したもの）

イ 入校審査料

2の(2)のイのとおり

ウ 受付期間

平成15年10月1日（水）から10月15日（水）まで（郵送による場合は、平成15年10月15日までの消印のあるものに限り受け付けます。）

エ 提出先

2の(2)のエのとおり

オ 受験票の交付

2の(2)のオのとおり

(3) 入校者の選考

ア 方法

(7) 職業適性検査

(イ) 人物考査

## イ 期日及び場所

- (7) 期 日 平成15年10月24日（金）  
 (1) 場 所 入校しようとする技術専門校

## (4) 入校者の発表

平成15年10月30日（木）に、選考を行った技術専門校に掲示するほか、合格者に通知します。なお、推薦入校試験の結果、合格しなかった者は、2に定めるところにより一般入校試験に出願することができます。

## 4 その他

入校願等の用紙の請求及び出願についての問い合わせは、技術専門校又は公共職業安定所に行ってください（郵送の場合は、120円切手をはり、あて先明記の返信用の封筒を同封してください。）。

産業活性化・雇用創出推進局

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年10月2日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務  
 技能士台帳及び職業訓練指導員資格台帳のデータベース化等の業務の委託
- (2) 役務の特質  
 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間  
 平成15年11月1日から平成16年3月31日まで
- (4) 業務場所  
 入札説明書及び仕様書による。
- (5) 入札方法  
 価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表その他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 事業実施に当たり新規の雇用を行うことができる者であること。

## 3 入札説明書の交付場所、契約事項等を示す場所及び問い合わせ先

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2

長野県商工部 産業活性化・雇用創出推進局

電話 026（235）7132

## 4 入札説明会の日時及び場所

- (1) 日時 平成15年10月10日（金）午後2時  
 (2) 場所 長野県庁西庁舎304号会議室

## 5 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
 ア 日時 平成15年10月22日（水）午後2時  
 イ 場所 長野県庁西庁舎302号会議室
- (3) 郵送による場合の入札書の受領期間及び提出場所  
 ア 日時 平成15年10月20日（月）午後5時  
 イ 場所 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2  
 長野県商工部 産業活性化・雇用創出推進局

## (4) 入札保証金

政令167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (5) 契約保証金

政令167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (6) 入札の無効

規則第129条の各号に該当する入札書は、無効とします。

## (7) 契約書作成の要否

要します。

## (8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつとした者を落札者として決定します。

## 6 その他

詳細は入札説明書によります。

産業活性化・雇用創出推進局

**公告**

県営大花見地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成15年10月2日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 土地改良事業の名称

県営ため池等整備事業

- 2 工事の着手年月日

平成11年9月21日

- 3 工事の完了年月日

平成15年3月19日

土地改良課

平成15年10月3日から10月31日まで

- 3 縦覧の場所

長野市役所

土地改良課

**公告**

平成15年9月26日、小諸市高峯土地改良区の定款変更を認可しました。

平成15年10月2日

長野県知事 田 中 康 夫

土地改良課

**公告**

県営屋島地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成15年10月2日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 土地改良事業の名称

県営湛水防除事業

- 2 工事の着手年月日

平成9年11月14日

- 3 工事の完了年月日

平成15年3月19日

土地改良課

**公告**

東筑摩郡朝日村における県営朝日地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成15年8月28日行いました。

平成15年10月2日

長野県知事 田 中 康 夫

農村整備課

**公告**

県営名知不池地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成15年10月2日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 土地改良事業の名称

県営ため池等整備事業

- 2 工事の着手年月日

平成14年8月5日

- 3 工事の完了年月日

平成15年2月12日

土地改良課

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により平成15年10月6日に開催を予定していた辰野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案に係る公聴会については、中止します。

平成15年10月2日

長野県知事 田 中 康 夫

**中止の理由**

公述の申出がなかったため。

都市計画課

**公告**

県営安茂里地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

平成15年10月2日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 縦覧に供する書類

県営安茂里地区土地改良事業計画書の写し

- 2 縦覧の期間

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により平成15年10月8日に開催を予定していた伊那都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案に係る公聴会については、中止します。

平成15年10月2日

長野県知事 田 中 康 夫

**中止の理由**

公述の申出がなかったため。

都市計画課

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により平成15年10月9日に開催を予定していた駒ヶ根都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案に係る公聴会については、中止します。

平成15年10月2日

長野県知事 田 中 康 夫

**中止の理由**

公述の申出がなかったため。

**都市計画課**

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により平成15年10月10日に開催を予定していた飯島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案に係る公聴会については、中止します。

平成15年10月2日

長野県知事 田 中 康 夫

**中止の理由**

公述の申出がなかったため。

**都市計画課**

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、波田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成15年10月2日

長野県知事 田 中 康 夫

**1 開催日時及び場所**

- (1) 開催日時 平成15年10月30日(木) 午後7時00分から
- (2) 開催場所 波田町役場 4階大会議室

**2 都市計画案の概要**

- (1) 都市計画案

波田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定める。

- (2) 案の閲覧

公告の日から平成15年10月17日(金)まで、3の(3)の場所において閲覧に供する。

**3 公述申出について**

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」という。）を提出すること。

- (1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

- (2) 公述申出期間

公告の日から平成15年10月17日(金)まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限る。）

- (3) 公述申出書の提出先

長野県土木部都市計画課、松本建設事務所管理計画課、波田町建設課

- (4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

**4 公述人の選定**

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選定して公述人に通知する。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止する。

**5 その他**

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先に行うこと。

(別紙様式)

公　述　申　出　書	(整理番号 )
波田都市計画における都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の素案に対して、次のとおり意見を述べたいので申します。	
平成　年　月　日	
長野県知事 田中康夫 様	
公述申出人	
住　所	〒
ふりがな 氏名	
(電話	)
<u>意見の要旨</u>	
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	
<small>(備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。            2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。            3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。</small>	

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

**公告**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により、明科都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成15年10月2日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 開催日時及び場所

- (1) 開催日時 平成15年10月31日(金) 午後7時00分から
- (2) 開催場所 明科町役場 2階大会議室

## 2 都市計画案の概要

- (1) 都市計画案  
明科都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定める。
- (2) 案の閲覧  
公告の日から平成15年10月17日(金)まで、3の(3)の場所において閲覧に供する。

## 3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書(以下「公述申出書」という。)を提出すること。

## (1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

## (2) 公述申出期間

公告の日から平成15年10月17日(金)まで(郵送の場合は、同日までに到着したものに限る。)

## (3) 公述申出書の提出先

長野県土木部都市計画課、松本建設事務所管理計画課、明科町建設課

## (4) 公述申出書の様式

## 別紙様式のとおり

## 4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選定して公述人に通知する。  
なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止する。

## 5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先に行うこと。

(別紙様式)

公　　述　　申　　出　　書	(整理番号　　)
明科都市計画における都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の素案に対して、次のとおり意見を述べたいので申します。	
平成　　年　　月　　日	
長野県知事 田中康夫 様	
公述申出人	
住　所　〒	
ふりがな 氏　名	
(電話　　　　)	
<u>意見の要旨</u>	
<hr/>	
(備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。	

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

## 公告

砂利採取業務主任者試験を次のとおり行う。

平成15年10月2日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 試験日時

平成15年11月7日(金) 午前10時から正午まで

## 2 試験場所

長野市大字西長野字加茂北143番地8

長野県自治会館 大会議室

## 3 試験科目

筆記により、次の科目について行う。

## (1) 砂利の採取に関する法令

(2) 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)

## 4 受験手続

## (1) 提出書類

ア 受験願書

イ 写真(手札形とし、受験願書提出前6月以内に撮影した正面半身像で、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)

## (2) 受験手数料

受験手数料(8,000円)は、長野県収入証紙により(受験願書にはって、消印しないこと。)納付すること。

## (3) 受付期間

平成15年10月10日(金)から10月24日(金)まで(郵送による場合は、平成15年10月24日までの消印のあるものに限り受け付ける。)

## (4) 受付場所

長野県土木部河川課(県庁専用郵便番号 380-8570)

## 5 合格発表

平成15年11月下旬に長野県庁及び県内各建設事務所の掲示板に掲示する。

#### 6 その他

- (1) 受験願書用紙及び受験案内は、長野県土木部河川課及び県内各建設事務所において交付する。
- (2) この試験についての問い合わせは、長野県土木部河川課（電話 026-235-7308）に行うこと。

**河川課**

#### 公告

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第28条第1項の規定により、伊那市駅前第2-A地区市街地再開発組合の理事長の住所変更の届出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

平成15年10月2日

長野県知事 田中康夫

1 氏名 溝口利美

2 住所 (変更前) 伊那市大字伊那3460番地

(変更後) 伊那市大字伊那6058番地3

**建築管理課**

#### 公告

平成15年9月24日、須坂市による相之島地区の土地改良事業の施行について同意しました。

平成15年10月2日

長野県長野地方事務所長 金井範夫

**土地改良課**

#### 公告

南佐久郡八千穂村による本郷地区の土地改良事業の施行に伴う換地計画認可申請は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成15年10月2日

長野県佐久地方事務所長 和田恭良

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成15年10月3日から10月31日まで

3 縦覧の場所

南佐久郡八千穂村役場

**農村整備課**

#### 公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成15年10月2日

長野県工科短期大学校長 大竹 勉

1 落札に係る物品等の名称及び数量

パソコンコンピュータ 一式

2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地

(1) 名称 長野県工科短期大学校総務課

(2) 所在地 上田市大字下之郷813-8

3 落札者を決定した日

平成15年9月17日

4 落札者の名称及び所在地

(1) 名称 エヌ・ティ・ティ・リース株式会社 長野支店

(2) 所在地 長野市中御所1-16-18

5 落札金額

1月当たりの賃借額 324,450円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

平成15年8月7日

**産業活性化・雇用創出推進局**

#### 公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成15年10月2日

長野県公安委員会

1 講習会の受講対象者、日時、場所及び参集範囲

別表のとおりとする。

2 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
獣銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
獣銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

3 受講手続

(1) 受講の申込み

講習を受講しようとする者は、獣銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもの）2枚を用意して、住所地を管轄する警察署長に申し込むこと。

(2) 申込書の受付期限

講習日の5日前までとする。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙により（申込書にはって、消印しないこと。）納付すること。

4 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を携行すること。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行うこと。

別表

受講対象者	講習会開催月日	時間	講習会場	参集範囲
長野県内に住所を有し、現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持する者であって、猟銃若しくは空気銃の所持の許可又は許可の更新を受けようとするもの	11月5日 (水)	午後1時から 午後4時まで	千曲会場	北信
	11月12日 (水)		臼田会場	東信
	11月19日 (水)		木曽会場	中信
	11月26日 (水)		豊科会場	中信

生活保安課